

令和 7 年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

I 日 時 令和 7 年 7 月 16 日（水） 9:30～12:00

II 場 所 広島県庁広島海区漁業調整委員会室（広島市中区基町 10 番 52 号）

III 出席委員 細野委員（議長）、大井委員、大内委員、篠原委員、西原委員、宮地委員

IV 議 題

1 日本型直接支払制度について

- （1）日本型直接支払制度
- （2）中山間地域等直接支払交付金
- （3）多面的機能支払交付金
- （4）環境保全型農業直接支払交付金

2 消費・安全対策交付金について

- （1）消費・安全対策交付金の概要
- （2）家畜衛生の推進
- （3）海洋生物毒等の監視の推進、養殖衛生管理体制の整備

3 強い農業づくり総合支援交付金について

- （1）強い農業づくり総合支援交付金の概要
- （2）事業実施一覧
- （3）取組概要

4 産地生産基盤パワーアップ事業について

- （1）産地生産基盤パワーアップ事業の概要
- （2）事業実施一覧

5 農産物等輸出拡大施設整備事業について

- （1）農産物等輸出拡大施設整備事業の概要
- （2）事業実施一覧

V 担当部署 広島県農林水産局農業生産課

電話（082）513-3564

VI 会議内容

1 日本型直接支払制度について

(1) 日本型直接支払制度

日本型直接支払制度は地域での共同活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農の支援を目的としており、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の3つの交付金により構成されている。取組の内容や農地の地形毎に交付単価が決まっており、事業に取り組む農用地の面積に従い、交付額が決定される。

広島県では、生産性の高い持続可能な農林水産業の確立に向けて「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」を策定しており、日本型直接支払制度は中山間地域農業の活性化を支援する制度として位置付けている。本制度を活用した具体的行動計画としては、地域ぐるみによる農地や農業用水路の保全・管理の取組や、作業負担の軽減と効率的な保全管理の支援、また、活動範囲の広域化を促進していくこととしている。

(2) 中山間地域等直接支払交付金

中山間直接支払交付金は農業生産条件の不利を交付金で補正することにより、中山間地域等の農業者に農業生産活動等を継続していただくことを目的としている。本日は令和6年度の実施状況を報告する。令和6年度は令和2年度から開始された第5期対策の最終年度であったが、協定数、協定面積及び交付額の3項目すべてで令和5年度を上回った。

共同取組活動の実施状況のうち、交付単価の8割が交付される要件となっている「農業生産活動等を継続するための活動」は、例年と同じく法面管理や鳥獣害対策に関する取組を行う協定が多くなっている。

交付単価の残り2割を受け取る体制整備単価の要件として、第5期対策では令和6年度までに集落戦略を作成することが規定されていた。令和5年度時点では、集落戦略作成済みの協定は約4割に留まっていたが、残りの約6割の協定についても令和6年度中に集落戦略を作成し、市町へ提出することができた。

集落戦略の作成及び実践に向けた活動状況についても、913 協定中 810 協定が地図の作成や話し合いの開催を実施し、残りの 113 協定も地域計画を集落戦略とみなす、みなし規定を適用し、適切に活動していた。

5年間の取組の推移として、集落協定と個別協定はともに、対策期間を通じて協定数と協定面積が増加傾向にあった。集落協定の交付額については、令和5年度は国の予算が不足したことから、一部加算について減額調整を行った結果、交付額が令和4年度よ

りも減少した。令和6年度においても減額調整は継続されたものの、交付額は令和5年度よりも増加した。

(3) 多面的機能支払交付金

多面的機能支払交付金とは、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する制度である。多面的機能とは、水源涵養機能や景観形成など、食料生産以外の面で農業農村が有する機能のことである。しかし、近年の高齢化や担い手不足の影響で、こういった活動が困難になってきており、少しでも負担を軽減しようということで制定されたのが本制度である。

多面的機能支払は大きく分けて2つの支払から構成されており、一つは農地維持支払で法面の草刈りや水路の泥上げなど農地を保全するための基礎的な活動。もう一つは資源向上支払である。資源向上支払は更に二つに分かれており、水路や農道の軽微な補修を行う共同活動、老朽化した施設を補修・更新する長寿命化のための活動から成っている。

多面的機能支払交付金の目的として、記載している2つがある。農業者だけで結成される場合もあれば、農業者と非農業者が一体となって結成されている組織もある。

広島県の基本方針について、本県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている状況や農村の多面的機能への県民の要請を踏まえ、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」において、地域ぐるみの農地や農業水路などを保全管理していく取組に対して、引き続き日本型直接支払制度を活用しながら支援することとしている。農業農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするため、国・県・市町・推進組織・関係団体が相互に連携を図り、本県における取組を広く推進している。

広島県内の取り組み状況について、県内には23の市町があり、そのうち20市町が農振農用地を有しており、本制度に取り組んでいるのは17市町となっている。令和6年度末時点の農振農用地面積は約52,300haで、多面的機能支払に取り組んでいる面積は18,500haとなっている。カバー率は35.4%である。

取組状況の推移について、農地維持支払、資源向上支払（共同）のH26年度からR6年度までの対象面積は、減少傾向にある。施設の長寿命化については、全国的に予算が不足しているために、要望した全組織へ配分することができなかった。

令和6年度は714組織で活動が実施された。取組面積は18,531haで、前年度から339ha減少している。その理由として、活動組織の高齢化による農業者の減少があげられる。交

付金額は10億4800万円である。

令和6年度活動内容は、それぞれの支払でどのような活動がどのくらいの数の組織で実施されたかということを示している。活動組織の行った活動は、毎年市町が現地調査や書類確認という方法で確認している。

取組推進に関する課題や今後の取組方法等について、県としては活動組織の広域化や担い手への農地集積を重点的に支援していくこととしている。

(4) 環境保全型農業直接支払交付金

当該事業は、昨年度で第2期を終えた。昨年度のこの場で第2期の最終評価について議論いただき、環境に配慮した農業の取組を拡大するため、また、その農産物を消費者に選ばれるために、県としてどのように支援し、推進していくのか、という部分について課題を提起していただいた。国においても、第三者機関において、第2期の最終評価と第3期に向けた検討が行われた。今年度から第3期がスタートしており、これまでの全国を取り組み状況や課題を踏まえ、見直しが行われている。事業内容の(1)～(4)は変更ない。

(5) 対象取組と単価が大幅に変更された。

対象取組について、堆肥の施用は変更ない。「カバークロップ」、「リビングマルチ」、「草生栽培」は、作物の栽培期間の前後や栽培期間中に畝間などに緑肥となる植物、例えばクローバーやレンゲを植え、これを土壌中にすき込む取組だが、事務手続きの簡素化のため統合して緑肥の施用に一本化され、交付単価が統一された。「不耕起播種」は廃止され、「長期中干し及び秋耕」は、水田で水を張ると発生するメタンの排出を削減する効果があるため、米の栽培で「堆肥の施用や緑肥の施用」に取組む場合にはセットで行うことに変更された。そして、「炭の投入」と「総合防除」が新設され、「有機農業」及び「取組拡大加算」は変更ない。

交付単価について基本的な考え方は、慣行栽培で要する経費と比較して、対象取組を実施した場合の掛かり増し経費に対して支援するものとなっている。

また、交付金の負担割合は国が1/2、県と市町で1/4ずつとなっている。

堆肥の施用は、昨年までの10aあたり4,400円から3,600円に下がっている。これは、10aあたりに施用すべき最低投入量が引き下げられたことによって、掛かり増し経費が縮減されるためである。また、「有機農業」は昨年までの12,000円から14,000円に上がっている。これは、有機農業の拡大にあたっての課題として、移行期の収量が低く不安定であり農業者が踏み切りにくいということがあなか、国の「食料・農業・農村政策審議会企画部会」において、移行期の重点支援が必要でないか、という意見を受けて見直し

れた。

なお、重点支援の期間を何年にするかについては、令和9年に向けて検討される。

令和6年度の実績について、全体の取組面積は、738.41ha で、令和5年度実績と比較して約27ha 増加している。

取組面積が最も大きいのは、堆肥の施用で、513.4ha となっており、全体面積の約7割を占めている。また、取組んだ農業者団体は66団体となっており、その内訳は、任意組織が38団体で約6割、農事組合法人など複数戸で構成する法人が22者で約3割、株式会社や有限会社が6社で約1割となっている。交付額は、42,031,776円となっており、令和5年度と比較して約160万円増加している。市町別の実績について、県内13市町で取組がされており、取組面積が大きい市町は、庄原市、世羅町、三原市の順となっており、この3市町で、全体の約7割を占めている。令和7年度の計画について、全体の取組面積は、816.18ha で、昨年度実績と比較して、約78ha 増加している。取組別の増加面積を見ると、堆肥の施用の増加が約43ha と大きくなっている。また、交付見込み額については、46,505,220円となっており、昨年度実績に比べて、約447万円の増加となっている。

質 疑

委 員 多面的支払について、竹原市と呉市が取り組み市町村に入っていないが、なぜか。

事務局 今年度から竹原市は取組を始める。呉市に関しては、農振農用地は存在するが、活動組織が設立されていない。

委 員 県として指導しているのか。

事務局 毎年、呉市を通じて県の基本方針等をお知らせはしているが、結果として多面的機能支払交付金の活用を始められる方がいない状況。

委 員 中山間地域等直接支払交付金の直近5年間の取組について、協定数が増えているのは県が何か働きかけを行っているのか。

事務局 本制度は5年間農業生産活動等を継続することが要件となっているため、対策期間中は、全国的に協定数が増加していく傾向にある。ただし、今年度のように対策期間の変わり目は、次の5年間も取組を継続することが難しいと考えて廃止する協定が多くなる。これに対して、市町の地元説明会への同席や県独自に資料を作成することで、継続していただくように働きかけている。

委 員 対象は中山間地域の集落法人になるのか。母数はどのくらいか。

事務局 集落等の地域で協定を作成し取組を行う。1つの法人が複数の協定に分かれている場合等もあり、母数を把握することは難しいため、県では取組面積で実施状況を評価している。広島県では約20,000haの農地が本制度を実施し、保全に繋げることができている。

委 員 集落戦略の作成済みの協定が令和6年度に増加したのは、最終年度だったからか。

事務局 令和6年度までに作成することが要件となっていたため、最終年度に間に合うように作成した協定が多かった。

委 員 集落戦略を作成することによる制度上のメリットは何か。

事務局 基本の活動のみの場合は交付単価の8割までしか受け取れないが、集落戦略を作成することを協定に位置付けた年度から、交付単価の10割を受け取ることができる。対策期間中に作成が完了できなかった場合は、2割については返還となる。

委 員 高齢化等により話し合いへの参加が難しい状況があると以前聞いたが。

事務局 市町のサポート等により、期間内に作成することができた。

委 員 高齢化により、活動組織数が減ったことについて、その対策は今後どのように考えているか？

事務局 農家の方の平均年齢も上がってきており、高齢化に対しては、対策は難しいところがあるが、交付金としての事務手続きを簡素化できるように国に要望している。また、事務手続きも委託等が可能なので、そういった委託可能な組織の紹介を考えている。

事務の部分は負担が大きいので、どこかに委託して、負担を減らしていきたい。ある県では、郵便局に委託しており、そういった例を参考にしたいと思う。あとは、企業や学生とのマッチングのシステムを考えている。

委 員 広島市ではワーカーズコープ等もあり、そういったところが中山間地に入っていくのはいいと思う。

委 員 これらの制度はどのくらい県に自由度があるのか。実態から離れてしまっている

部分を県の運用で調整できないのか。

事務局 国補事業のため、県での運用は難しいところもあり、他事業の活用等で補っていた
だいている。また、県から国へ制度改正に関して要望しており、国も水田施策の見
直しに伴い、交付単価や対象農用地の拡大等を検討している。

委 員 資料 30 ページに記載している、令和 7 年度計画で、取組件数がなかったものを 1
個でも増やそうとか、ある程度目処をつけて数字を掲げているのか。地域でやってい
ないところがあるとか、取組件数が思ったように進んでいるのか進んでいないのか
分からないが、令和 7 年度計画の取組件数の予定が書いてあるということはある程
度指導して取り組むことが見えているということか。

事務局 この事業の説明を市町が行い、農業者へ周知する中で具体的に組みたいとい
う意向を集計しているものである。

委 員 ではほぼ予定どおりにいくだろうということか。

事務局 はい。

委 員 資料 29 ページで、肥料を撒く量を減らしたから単価を下げたということだが、今、
肥料の単価が上がっているという現実と交付単価を下げているというのが、私の感
覚的にはおかしいと思う。国が決めたことではあるが、どのように受け止めているの
か。

事務局 肥料価格が高騰し、この 2、3 年は高止まりの状態というのはあるが、これまでは
堆肥の施用量 10 アールあたり 1 トン以上が条件だったが、施用量の基準が半分に見
直されたため。

補足すると、肥料が高騰しているというのは化学肥料のほうで、原料を輸入してい
るため単価が高止まりになっている。堆肥は牛糞など家畜排せつ物を発酵させてで
きたもので、国内原料で生産しており化学肥料とは分けて考える必要があると考え
ている。

委 員 不耕起播種の廃止について、昨年度この取組を行っていた農業者は、今年度はどう
しているのか。

事務局 メニューから無くなったので、その団体が不耕起播種を継続しているのか、交付金

が無くなったから止めたのか、確認していない。

委員 後日報告をお願いしたい。

事務局 はい。

2 消費・安全対策交付金について

(1) 消費・安全対策交付金の概要

この交付金は、消費者に安全な食料を安定的に届けるために、生産から供給にいたる各段階において、リスク管理や病気の発生予防に充当できる交付金となっている。

本県における取組概要は、目的別に大きく2点あり、目的①の農畜水産物の安全性の向上として、アの海洋生物毒の監視、目的②の伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止として、アの家畜衛生の推進とイの養殖衛生管理体制の整備である。

(2) 家畜衛生の推進

令和5年度補正事業分は特別交付型に取り組んだ。

特別交付型は、情勢に応じ取り組む必要があるような重要な項目について、国が枠を措置するもので、近年、国内で広がっている豚熱や近隣諸国におけるアフリカ豚熱の発生が継続して確認されており、これらの疾病への対策が必要ということで、国が予算化した交付金である。

令和5年度の補正分の内容は、これら疾病の県内養豚施設への侵入防止対策で、早期発見として、豚熱やアフリカ豚熱を伝播させる野生いのししの検査、まん延防止として、アフリカ豚熱の疑いのある死亡いのしし発見時に速やかに埋却するための簡易穴掘り機の整備を実施した。

実績は、捕獲いのしし等の豚熱検査は、サーベイランスとしての捕獲・検査材料の採取・検体の処理を県全域で300頭を実施。(陽性17頭、陰性283頭) アフリカ豚熱感染いのしし発見時のすみやかな埋却処理のため、家畜保健衛生所3か所にアースドライバーを整備。

目標値は計画欄に記載のとおり、豚熱及びアフリカ豚熱の発生0件であり、達成と評価した。

事業費は195万円余(1,957,740円)、うち交付金相当額は187万円余(1,878,870円)で、9割以上が、検査のための経費となっている。

令和6年度当初分について、一般型と特別交付型に取り組んだ。一般型については、畜産

物の安全性を確保するために、B S E 検査体制の維持、検査機器の精度管理、疾病予防・早期発見業務、防疫演習など疾病発生時の体制整備・飼養管理指導業務、動物用医薬品の適正使用等調査業務等を実施した。

目標値の考え方は、(消費・安全対策交付金の) 実施要領に基づき、検査件数に対する家畜伝染性疾病的検出割合を目標値として設定し、伝染性疾病的がどれだけ減ったかという減少率を評価するものである。

具体的な取組みについては、監視体制の整備・強化では、B S E 検査機器の整備や精密検査機器の精度管理を実施。家畜の伝染性疾病的の発生予防では、畜産農家が遵守すべき飼養衛生管理基準の指導を行った。家畜の伝染性疾病的のまん延防止では、高病原性鳥インフルエンザなどの疾病的が本県で発生した際の体制整備として、関係機関等への説明会、防疫演習を計 31 回行った。畜産物の安全性の向上では、H A C C P 研修会に参加。関連機器の整備では、家畜伝染病的の検査機器を家畜保健衛生所 2 カ所で整備した。

成果は、伝染性疾病的発生件数 65 件、検査件数 9,750 件、充実度(目標値) 105.7 に対し、右の R 6 実績欄、疾病的発生件数 47 件、検査件数 10,696 件で、指標となる充実度(目標値) は 154.6 と大幅に上回り、達成度は 146% となった。

この要因分析としては、令和 4、5 年度に発生した高病原性鳥インフルエンザの発生対応をきっかけに、飼養衛生管理の徹底を図ったことにより、令和 6 年度は未発生となったこと、その結果、養鶏農場の衛生水準が上がり、他の疾病的の発生も少なくなり、他の畜種への検査計画や衛生指導も効果的に実施できた結果と評価した。

事業費は 1 千 573 万円余(15,735,433 円)、うち交付金相当額は 783 万円余(7,838,000 円) となっている。

特別交付型について、交付金の使用目的は、先ほどの令和 5 年度補正分と同様であり、アフリカ豚熱対策等に対し、令和 6 年度当初分においては、計画欄のとおり、広島空港国内線出口への靴底消毒マットの設置を行い、当該疾病的の本県への侵入防止を図った。

目標値は、豚熱及びアフリカ豚熱の発生 0 件であり、達成と評価した。

事業費は 55 万円余(558,624 円)、うち交付金相当額は 27 万円余(279,312 円) となっている。

(3) 海洋生物毒等の監視の推進、養殖衛生管理体制の整備

・海洋生物毒等の監視の推進

食品としての二枚貝の安全性確保を図ることを目的として海洋生物毒の監視とノロウイルスの監視を実施。海洋生物毒の検査対象地点は、かき 16 点、アサリ 6 点、ムラ

サキイガイ 1 点の計 23 定点。検査回数は、麻痺性貝毒 9 回、下痢性貝毒 1 回の計 10 回であった。

目標値は、県の貝毒対策実施要領で定められた検査定点数と検査回数に基づく 207 回で、それに対し実績値は 186 回となり、達成度は 89%であった。目標値を下回った理由としては、出荷開始時期の遅れや、出荷期間の短縮により、出荷がされない定点では検査「欠測」となるためであり、毒化したものは流通していないことから、安全性は確保されたと考えられる。

ノロウイルス監視調査は、かきを対象に 15 定点で実施。検査回数は 8 回であった。実績値は 120 回で、目標値も 120 回であるため、達成度は 100%となった。

当事業の事業費は 1,050,318 円で、うち交付金相当額は事業費の 1/2 の 525,159 円であった。

・養殖衛生管理体制の整備

養殖衛生管理体制の整備について、県内では海面でマダイ、ヒラメ、ノリなどが、内水面では放流用のアユ種苗や、マス類、観賞魚であるニシキゴイなどが養殖されており、養殖魚の安全性を確保するため、魚病の発生予防及びまん延防止を図るとともに、養殖業者に対し水産用医薬品の適正使用について、指導を実施した。

事業実績について、対象経営体数 109 に対して、指導を行った経営体数は、指導会議によるものが 22、巡回指導によるものが 43、「水産用医薬品」の冊子を郵送する方法などのその他による指導が 101 となった。よって、養殖衛生管理指導を実施した経営体数は 101 となり、目標値の 92.7% (101/109) と同等であったことから、目標を達成した。

事業費は 40 万円で、うち交付金相当額は事業費の 1/2 の 20 万円であった。

質 疑

委 員 交付金の使い道について、誰がどこに交付するのか。

事務局 畜産の場合、国から交付されて県が使用する。

委 員 消費安全の消費の部分はどういう意味があるのか。

事務局 農林水産省に消費・安全局という局があり、消費者に対して畜産物や水産物の安全性を確保する施策を行っている。例えばノロウイルス検査や畜産物の動物用医薬品残留防止対策等、消費に対する安全性確保という意味である。

委員 病気の発生件数は増えているのか。

事務局 今回の取り組みに対しては減った。要因として、鳥インフルエンザ対策により全体の衛生レベルが上がり、結果的に一般的な病気も出なくなったという分析。

委員 農業の担い手不足が問題になっているが、畜産業や水産業でも同様のことが起きていると思う。その中で、今回の取り組みのような検査体制を継続していくことは可能なのか。

事務局 担い手対策について、農林水産省畜産局では後継者作りをしている。消費安全局について、畜産でできたきっかけは BSE で、生産者側の視点と監視側の視点の 2 軸ができています。この消費安全局の仕事は、畜産物や水産物をできるだけリスクを低減して消費者に提供するというのが目的。それに対する検査はたとえ後継者が少なくても続ける必要がある。

委員 今年インフルエンザの発生がなかったが、ウインドレス対策等、効果があったのか。

事務局 発生分析をしっかり行い、どこにエラーがあったのかのロジック整備をし、お金を投じてやるべきところ、生産者がやるべきところ、お金かけなくてもできるものの区分けを行った。令和 4 年のときに、広島県は連続発生をして、1 年でできなかったものを 2 年超しで達成できた。昨年度は広島では発生がなかったが、他県は連続発生が頻発していた。その時の分析を聞くと、令和 4 年発生直後に行った分析と変わったところはなく、我々がやった対策はやっぱり正しかったと、去年の分析を見て感じた。今年度も油断せず、研修会等を既に計画している。分析をしながら発生リスクの高い要因に対し、できるだけ効果が高いところから対策を行った。特に生産者の方々に頑張ってもらった。

委員 事業実施計画の地域性について、県によって取組目標は違ってくるのか。

事務局 飼養されてる家畜の数も変わり、検査する人数も違うため、そうなる。

委員 家畜衛生の一般型で BSE の話が出ているが、最近、中国が日本牛肉の輸入を再開したニュースがあったが、きっかけは BSE と聞いている。BSE については国家的な課

題だと思うが、国で統一したものではなく広島県のみで取り組んでいるのか。

事務局 広島県だけでなく、全国で取り組んでいる。BSE についてはステータスを回復するため、食肉に対する BSE 対策、死亡牛の BSE 対策、伝播間を切るための飼料規制それぞれの段階で、サイクルを断ち切る対策を 23 年間行っている。既に清浄化しているが、潜伏期が長いので長期で評価をしている。中国に関しては、国として評価し輸入を再開したのは今回が初めてということであるが、他の国ではもっと以前から輸入を再開している。

委 員 目標の立て方や水準は地域によって違うのか。

事務局 BSE に関しては、発生をゼロにするのが 1 つの目標となる。他の疾病に関しては、地域性のある病気が目標になることもあり、それによって多少ウェイトを変えている。

委 員 交付金相当額はどこにどのように支払われているか。

事務局 水産は県の事業費のうち半額について国から交付を受けている。

委 員 消費安全の消費はどういう意味か。貝毒が発生したものは消費に回らないようにするとかそういった意味か。

事務局 その通り。

委 員 趨勢として、畜産の病気の発生件数や、貝毒発生件数は増えてきているか。

事務局 貝毒に関して、国が定めた、自主規制の基準値を超える貝毒は、県で要領等を定めた平成初期には発生していたが、平成 25 年度から令和 6 年度まで 12 年間非発生となっている。

委 員 海水温も急激に上昇しているが、貝毒の発生にその影響は出てきていないのか。

事務局 特に麻痺性貝毒の原因プランクトンは、冬や春先といった水温が 20℃以下の低い時期に出現しやすく、春先の水温上昇が緩い時に出たりするので、原因プランクトンの発生には、海水温上昇は影響しにくいのではないかとと思われる。そういった点が影響しているかはわからないが、貝毒そのものの発生状況は先ほど申し上げたとおり、減少している。

委員 畜産については、根本的に、病気の発生を減らしていくような対策が取れるが、貝毒の対策は、検査をして、毒化したものが出荷されないようにするというもの。やはり根本的な解決はないのか。

事務局 国の研究機関も取り組んでいると思うが、原因となるプランクトンの発生抑制は難しいのが現状。過去に貝毒の浄化等の研究もされていたが、うまくいかないところがあった。現状取れる対策として、毒化したものが市場に出回らないよう、検査することで安全性を確保している。

3 強い農業づくり総合支援交付金について

(1) 強い農業づくり総合支援交付金の概要

この事業のねらいは、産地の収益力強化のための産地の基幹施設の整備支援である。

本日説明する事業は、今年度の事業で、現在行われているものである。規定によって実施年度に説明する。

事業内容は2の(1)アの産地収益力の強化の支援タイプである。

(2) 事業実施一覧

事業実施場所は三次市で、全農広島鶏卵株式会社が事業実施主体である。今回、この事業を活用して設置する施設は、鶏卵処理施設（GP センター）である。GP センターとは、卵を大きさに選別し、洗卵し、殺菌し、パッケージングする施設である。これを整備するもので、この他に施設に関連する機械の整備をするという事業である。

事業費は約 22 億円、21 億 8 千万円で、うち 6 億 7 千万円、3 割が国の補助金である。これは、補助対象となるものが、3 割程度で、1/2 の補助率にはなっていない。

事業の概要については、機能向上は当然のことながら、特に家畜伝染病の発生時において、仮に鳥インフルエンザが発生しても、安定的な供給体制を維持するための施設整備である。

(3) 事業実施一覧、スケジュール

広島県では、農場併設型の GP センター、いわゆる鶏舎の隣に GP センターがあって、つながっているというものの非常に多い。この農場に鳥インフルエンザが発生すると、GP センターは他農場からの卵を受けているので、他農場からの受け入れができなくなるという弊害が令和 4 年の連続発生で明らかになった。今までは、鶏舎と GP センターがラインでつながっていて、便利だったのだが、病気に対して弱いということが明らかになった。

その時から、GP センターを農場と独立させて、未発生農場からの鶏卵は適切に処理し、流通させることで、経済的な被害を最小限にすること、さらに、そうすることで、他県で発生した場合にも他県からの受け入れができるようになるという可能性を広げるために実施する。現在、入札準備中であり、計画通りに進んでいる状況である。

質 疑

委 員 完成はいつごろか。

事務局 年度内の完了を目標としている。

委 員 元々つながってものを分けることで、リスクを回避するということか。

事務局 はい。農場にGP センターを併設していると、卵を運ばなくてもラインで全部つながっているのが、省力化であるが、GP センターが農場専用ではなく、他の農場からも受けることが多い。他の農場からはコンテナで入ってくることになるので、もし農場で発生した場合は、受け入れが止まってしまう。独立させることで、ラインではつながなくて、運ぶということが必要になるが、止める農場と止めなくて良い農場を分けることができるようになる。

委 員 運送費はどちらの負担になるのか。

事務局 農場側が負担する。

委 員 コストアップになるということか。

事務局 元々自社で農場の横でGP センターを持っていない農場は、変わらない。これまでも運んでいるため、場所が変わるだけである。インラインだった所はその分コストがかかる。しかし、リスクと相殺を考えると必要経費と考えられる。

委 員 ラインを動かすのもカットできるということか。

事務局 はい。

委 員 世羅農場のGP センターを廃止して、全部三次に集約するということか。

事務局 はい。

委 員 今までの GP センターは全農広島鶏卵株式会社が所有していたのか。

事務局 はい。全農広島鶏卵株式会社のグループ農場が多くあり、全農広島鶏卵株式会社にそれぞれ GP をいくつか分散して所有しており、農場併設型になっているところに、全部集めるようにしていたが、鳥インフルエンザが発生して、全部止まった。このため、一部コスト的な課題があるが、リスクを考えると、GP センターは独立させるという方針となった。

委 員 全農の持ってた各地のものを集約するということか。

事務局 広島県は、商系アキタグループ、全農グループなどがあり、全国 5 位の生産量であり、リスク分散について全農グループができていなかった。商系はいくつか GP を統合されていたが、鳥インフルエンザの発生を契機に今回の方針になった。

委 員 3 割負担ということは、7 割は自己負担であるが、負担が大きいのでは。

事務局 全農にとって、鶏卵は基幹事業で、全農全体の中でも行うべき事業となっている。仮に補助事業に採択されない場合であっても行わなければならないと考えている。

委 員 流通がストップしたときの遺失利益を考えるとということか。

事務局 はい。

委 員 これは全農の事業で、県の事業ではないのか。

事務局 はい。これは事業者に交付する事業となっている。

委 員 全農から要望があったものを国の方につなぐ役割ということか。

事務局 はい。

4 産地生産基盤パワーアップ事業について

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業の概要

続いて、39 ページ、資料 4－1 で説明する。

この事業も毎年度説明させていただいているが、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づいて、意欲のある農業者が高収益作物や栽培体系へ転換を図ることに対して総合的に支援するもの。

この「産地パワーアップ計画」において、今年度は販売額の 10%以上の向上といった目標を掲げ、この目標達成に向けて、産地を挙げて収益力向上に一体的かつ計画的に取り組むこととしており、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けたソフト・ハードの取組へ支援することとしている。

具体的な支援内容は、3にあるとおりで、①の整備事業では、乾燥調製施設や低コスト耐候性ハウス等の施設整備を、②の基金事業では、農業機械のリース導入や雨よけハウス等の導入に取り組むことができ、令和 7 年度は、整備事業がなく、基金事業の 3 件のみとなっている。

詳細については、40 ページの資料 4－2 に記載している。

(2) 事業実施地区一覧

令和 7 年度は、ご覧の 3 件の事業に取り組むこととしている。

まず、北広島町の 2 件については、北広島町では、「北広島町第四次農業振興計画」を策定し、新規就農者の育成並びに集落法人や既存の担い手の規模拡大の取組による施設野菜（トマト、ミニトマト、ほうれんそう）の産地化を推進しており、町内の芸北地区及び豊平地区を所管する J A 広島市においても、独自の産地計画に基づいて、ほうれんそう栽培を推奨するとともに、関係機関と連携し、出荷の拡大を図っている。

さらに、管内ではほうれんそう栽培に関する専門部会を組織しており、現地ほ場での知識の共有や先進地への視察を行うなど、技術向上を図るための情報交換を定期的に行い、研鑽に努められている。

このような中で、今回、新規就農者が就農に必要なハウス資材の導入を目的に、パイプハウス 15 棟の整備に要する事業として、総事業費で 29,092 千円（交付予定金額：11,860 千円）の施設整備に取り組むこととしている。

また、既にほうれんそう栽培に取り組んでいる農業法人が規模拡大を果たすため、パイプハウス 18 棟、総事業費で 96,581 千円（交付予定金額：36,939 千円）の施設整備を行うこととしている。

次に、江田島市の事業は、昨年度から継続している取組で、旧沖美町のカンキツ園地において、廃園となった農地を集積、再整備して、約5haのレモン団地を造成しているものである。

この造成事業自体は、地元の江田島市が公共事業を活用して行っており、園地が南向きで海風が強いため、昨年度から当該事業を活用して防風ネットを整備しており、今年度は240mほど追加で設置することとしている。

また、農地の再整備が終了した区画から、順次、レモンの苗木を定植しており、これらの栽培管理に必要な農業用機械のリース代を合わせ、総事業費は5,916千円（交付予定金額：2,845千円）となっている。

質 疑

委 員 基金とはどういう仕組みか。

事務局 国から県に直接支出するのではなく、基金管理団体を経由させることで、必要な時期に必要な予算確保が可能になっている。

委 員 税金が原資になるのか。

事務局 そのとおり。

委 員 基金管理団体は、どこの団体になるのか。

事務局 （一社）日本特産農産物協会が基金管理団体になっている。毎年公募で選定している。

委 員 目標が販売額になっているが、所得ではなく販売額になるのか。

事務局 複数の目標から選択可能であり、所得も選択可能。当該産地は販売額を選択している。

委 員 所得の場合の目標は何パーセントになるのか。

事務局 10%向上で販売額と同じ。

委 員 それなら販売額を選ぶのも理解できる。

事務局 資材も高騰している。資材高騰が消費者に理解され、価格が転嫁されていくことが

必要になるが、限界がある。

委 員 総事業費の半分が補助金と考えていいのか。

事務局 補助対象外経費、消費税が含まれるので、助成額は半分より少なくなる。

委 員 リースの場合は、年間のリース料に対する補助か。

事務局 本体価格の2分の1が助成額になる。

委 員 目標を達成しなかった場合はどうなるのか。未達を恐れて農業者が応募ができないといったことはないのか。

事務局 改善計画の提出を求めることになる。気象条件等により、未達成になることもあるが改善策を説明することになる。即、補助金返還になるわけではない。

委 員 価格転嫁が難しいということであったが、広島レモンは高値で取引され、成功例とされている。どんな取組によってブランド化されたのか。

事務局 「おいしい！広島」での有吉さんのPRが大きい。菓子博においても地元産レモンを使用した加工品が多く開発され、土産物も増えた。飲料としても活用されており、ネーミングブランドで果汁としての需用も高まった。また、円安で輸入と国産の価格差が縮まってきている。

委 員 国産レモンは防腐剤がかかっていないので、皮ごと利用できる。生鮮だと10～12%が国産になり、そのうち6割が広島県産とシェアが高い。

委 員 10年、20年前より国産レモンが高くなっているように感じる。

事務局 流通量が増えて国産レモンが目につくようになったと理解していただきたい。

部 長 詳細については、鹿児島大学の大芝先生、東洋大学の川久保先生が報告している。

委 員 私も別で報告している。

委 員 取組主体のうち、ほうれんそうの新規就農者は1名か。その他の農業法人は1社ずつということか。

事務局 そのとおり。

委 員 新規就農で15棟ハウスを導入するのか。

事務局 30aになるが、そのくらいでないと経営として成り立たない。

委 員 新規就農者の年齢はいくつくらいか。

事務局 若かったと記憶している。産地化しており、販路が決まっているので、生産者は生産に専念できる。

5 農産物等輸出拡大施設整備事業について

(1) 農産物等輸出拡大施設整備事業の概要

今回のこの事業のねらいは、国産農産物に輸出に必要なコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援するものである。事業の流れは、国から県、今回は福山市を経由し、卸売市場の開設者となる。

(2) 事業実施地区一覧

実施地区は福山市、事業実施主体は株式会社福山地方卸売市場、目標年度は令和14年度である。事業内容は、市場全体の工事の内、今年度は関連棟の整備を実施する。事業費は1,204百万円余、国費は131百万円余である。成果目標は2つあり、1つ目が、安心・安全な市場等流通のため、目標年度の令和14年度において、整備後の低温売場販売率94%を目指す。2つ目の目標が、効率的な市場等流通で、輸出額2,089百万円余を目指す。

(3) 取組概要

当市場の抱える問題として一番大きいのは、50年を経過する施設であり、老朽化や耐震性が課題となっていること。また、開放型の施設で温度管理ができず、衛生管理も十分でないという問題がある。

整備は、ローリングといって、空いている場所に順次施設を建替えていき、市場機能を止めることなく進めていく。さらに、余剰地域には、関連の流通機能を誘致する。具体的には、福山通運を誘致し、市場内の物流を担ってもらい、市場運営の負担軽減を図るものである。

今回整備する施設については、閉鎖型、低温化を採用する。これにより、品質の維持、衛生環境の確保がされることとなる。

整備の効果として、効率的かつ安全性の高い卸売市場の実現、また、商品付加価値やハブ機能の向上が可能となる。さらに、商品の保管、貯蔵等の施設や設備の充実により、輸出に向けた取組も可能となる。

工事のスケジュールについて、今年度は関連棟の整備が行われる。令和8年度から令和9年度に水産棟、その後青果棟と順次整備を進め、令和11年度に全体の完成を目指す。

質 疑

委員 輸出先はどういった国か。

事務局 計画で多いのは香港、シンガポール、台湾で、東南アジアが輸出先のターゲットとなっている。

委 員 輸出の品目はこういったものか。

事務局 多くは水産物である。直近で輸出しているのは、牡蠣、真鯛、ブリ。

水産物に比べ金額は少ないが、青果物も輸出に取り組む。

委 員 冷凍・冷蔵施設を整備すると、輸出は増えるのか。輸出先からそこを求められていたが、冷凍・冷蔵施設が無かったのでこれまで輸出を増やせなかったということか。

事務局 冷凍・冷蔵施設が整備できれば、輸出の拡大が可能となる。国内市場が人口減により縮小していくことが見込まれるため、市場整備の強みを生かして国外に打って出たいという計画になっている。

委 員 卸売市場の中に、輸出をする事業者がいるという認識で間違いないか。

事務局 市場整備をするのは開設者であるが、実際に輸出をするのは市場にいる青果と水産の卸売業者である。

委 員 輸出先の国の安全衛生基準があり、それぞれに合致した整備をすることになる。それをすると、国内向けの安全基準に合わせたものが出てくるということで、輸出対応の施設設備をするということは、国内向けにも安全なものが流通できるということ。

委 員 輸出対応の施設設備とは、検査設備等か。

委 員 その通り。検査や安全基準、例えば、冷蔵庫の大きさ等、国それぞれで、自国が輸入するにあたっての基準がある。

委 員 先日ニュースで、低温冷蔵庫により、生鮮食料品を新鮮なまま保管が可能になり、生産量の増減に左右されずに流通できるという話をしていたが、そういった最新の冷蔵設備を入れるという話はあるか。

事務局 輸出する物は主には冷凍品。当市場がそこまでの物を入れるかどうかまでは、現時点では分からない。